

山口県報

平成 22 年
10月12日
(火曜日)



目次

条例	1
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例	1
山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例	2
山口県立美術館条例の一部を改正する条例	3
山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例	8
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	12

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県条例第二十八号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「その派遣の期間中、給与として給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十を支給する。ただし、一般の派遣職員の」を「人事委員会規則で定めるところにより、その」に改め、「対して」の下に「報酬が支給されるとき、又は当該勤務に対して」を加え、「人事委員会規則で定めるところにより、」を「その派遣の期間中、給与として」に改め、「百分の七十を超え」及び「ことができる」を削り、同条第二項中「前項本文」を「前項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日から引き続き派遣されている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)(に係る施行日における改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)(が、施行日の前日における改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)(の規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)(に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例の規定による給与の支給割合とする。

一 施行日から平成二十三年九月三十日まで 百分の百

二 平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日まで 百分の七十

三 平成二十四年十月一日から平成二十五年九月三十日まで 百分の四十

3 施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)(に係る当該新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日における改正後の条例の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)(が、これらの日において改正前の条例の規定を適用したとした場合における給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)(に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に前項各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の条例の規定による給与の支給割合とする。

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第二十九号

山口県山口宇部空港管理条例の一部を改正する条例

山口県山口宇部空港管理条例(昭和五十四年山口県条例第二十八号)(の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十二年十月三十一日までの間は」を「当分の間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県立美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十号

山口県立美術館条例の一部を改正する条例

山口県立美術館条例（昭和五十四年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十九条とし、第十条を第十三条とし、同条の次に次の五条を加える。

（指定管理者による管理）

第十四条 美術館の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条第一号に掲げる業務に関する事（美術品等の展示に附帯するものに限る。）。
- 二 第三条第三号に掲げる業務に関する事（美術品等の展示に関連するもの及び研究会の開催に関する事を除く。）。
- 三 第三条第四号に掲げる業務に関する事（生涯学習の支援に関する事に限る。）。
- 四 第三条第五号に掲げる業務に関する事（知事が定めるものに限る。）。
- 五 第八条の許可（同条第一号八及び第二号口に掲げる施設の使用に係るものに限る。次号において同じ。）をすること。
- 六 第十条の規定により、美術品等の観覧を拒み、又は第八条の許可を取り消すこと。
- 七 施設及び設備の維持管理に関する事。

2 指定管理者が美術館の管理に関する事務を行う場合における第九条及び第十条第一号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定）

第十五条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、美術館の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、美術館を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、美術館の効用を十分に発揮するとともに、美術館の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち美術館の管理を最も適切に行うことができるものと認められるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十六条 知事は、第十四条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）

第二条第一項に規定する個人情報（第十四条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該

指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（利用料金）

第十七条 第八条第一号八及び第二号ロに掲げる施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる金額に十分の八を乗じて得た額から当該金額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
(知事による管理の業務の実施)

第十八条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて美術館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により美術館の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該美術館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないとして認められるときは、前条の規定は、適用しない。

第九条を削る。

第八条中「第五条」を「第七条」に、「第六条」を「第八条」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(使用料の納付等)

第十一条 利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第十二条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によつて美術品等の観覧等を行うことができないときは、この限りでない。

第七条を第九条とする。

第六条中「規則で定めるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 山口県立美術館の施設のうちに掲げるもの

イ 第一企画展示室

ロ 第二企画展示室

ハ 講座室

二 山口県立萩美術館・浦上記念館の施設のうちに掲げるもの

イ 企画展示室

口 講座室

第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(開館日)

第五条 美術館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 月曜日(月曜日が五月三日又は五月四日に当たる場合を除くものとし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(憲法記念日及びみどりの日を除く。)(に当たるときは、その翌日とする。)
- 二 十二月二十八日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。
(開館時間)

第六条 美術館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。
附則の次に次の別表を加える。

別表(第十一条、第十七条関係)

項	区	分	単	位	金	額
一	美術品等の 観覧	普 通 展 示	大学及び高等専門学校の学生 (十九歳以上の者に限る。)	一人につき		二百円
				その他の者	一人につき	
			大学又は高等専門学校の学生 (十九歳以上の者に限る。)	二十人以上		六十円
			その他の者の団体	二十人以上		四十円

備 考	三 等 の 利 用		二 施 設 の 使 用		特 別 展 示			
	撮 影		模 写 又 は 模 造	熟 覧		山口県立 美術館 第一企画展 室		
	カ ラ ー	モ ノ ク ロ ー ム					山口県立 萩美術館 記念館・浦上 企画展示室	山口県立 美術館 第二企画展 室
	一点一回につき	一点一回につき	一点一回につき	一点一回につき		一時間につき	一日につき	一日につき
一 「普通展示」とは美術館が常時美術品等を展示することをいい、「特別展示」とは美術館が臨時に展覧会等を開催して美術品等を展示することをいう。 二 「その他の者」とは、十九歳未満の者並びに十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の生徒及び学生であるもの以外の者をいう。	一点一回につき (學術研究を目的とする場合に於ては、五百四十円)	一点一回につき (學術研究を目的とする場合に於ては、二百七十円)	一点一回につき 九百円	一点一回につき 六百円	一時間につき 六百四十円	一日につき 三万二百八十円	一人につき 千円の範囲内で知事が定める額	
	一点一回につき	一点一回につき	一点一回につき	一点一回につき	一時間につき 六百六十円	一日につき 一万千三百三十円	一日につき 二万九百六十円	

三 二の項の場合において、施設の利用者が、観覧料、受講料その他これらに類する料金を徴収するときの使用料の金額は、前記の使用料の金額の百分の二十に相当する額を当該使用料の金額に加算した金額とする。

四 三の項の場合の使用料の金額の計算については、びよづばは半双を、一そろいの巻子は一卷を、対幅は一幅をそれぞれ一点とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)

2 この条例による改正後の山口県立美術館条例(以下「改正後の条例」という。)(第十四条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第十五条及び第十六条の規定の例により行うことができる。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の4の表中一の項を削り、一の二の項を一の項とし、一の三の項を一の二の項とし、一の四の項を一の三の項とする。

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十一号

山口県青少年野外活動センター条例の一部を改正する条例

山口県青少年野外活動センター条例(昭和四十九年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(開館日)

第四条 野外活動センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 毎月の第一月曜日、第三月曜日及び第五月曜日
- 二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。
第七条を削る。

第六条中「前条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第六条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 野外活動センターの管理上支障があると認められるとき。

第九条を第十四条とし、第八条の次に次の五条を加える。

(指定管理者による管理)

第九条 野外活動センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
- 三 第五条の許可をすること。
- 四 第七条の規定により、野外活動センターの使用の許可を取り消すこと。
- 五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、教育委員会の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者が野外活動センターの管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、野外活動センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、野外活動センターを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、野外活動センターの効用を十分に発揮するとともに、野外活動センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち野外活動センターの管理を最も適切に行つことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十二条 野外活動センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

（教育委員会による管理の業務の実施）

第十三条 教育委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて野外活動センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により野外活動センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、野外活動センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の規定の例により、野外活動センターの使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条、第十三条関係）

項 区 分	単 位	基 準 額
一 宿泊を伴う使用	青少年 一日一人につき その他の者 一日一人につき	百六十円 四百四十円
二 宿泊を伴わない使用	青少年 一日一人につき その他の者 一日一人につき	五十円 百六十円

備考

一 「青少年」とは、満二十五歳以下の者をいう。

二一の項の「一日」とは、午前十時から翌日の午前十時までをいう。

三十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の生徒であるものが使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。

四 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（準備行為）

2 この条例による改正後の山口県青少年野外活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）第九条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第十条及び第十一条の規定の例により行うことができる。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

3 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の9の表六の項を次のように改める。

六 削除

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県光警察署の項管轄区域の欄中「勝間ヶ丘三丁目」の下に「、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成二十二年十月十二日
印刷発行

発行人所

山口県知事
山口市